

内閣参質二〇一第一三七号

令和二年六月十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山東 昭子 殿

参議院議員福島みづほ君提出米軍基地従業員等の子供の教育に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員福島みづほ君提出米軍基地従業員等の子供の教育に関する質問に対する答弁書

一から四までについて

御指摘の「米軍人・軍属」及び「取引業者」の個々の勤務状況やその子の教育の状況については、政府として把握しておらず、これらの者に対する岩国飛行場における措置に係るお尋ねについて、お答えすることとは困難である。

他方、我が国が雇用し、同飛行場において駐留軍等労働者として勤務する従業員（以下「在日米軍従業員」という。）については、令和二年四月以降、在宅勤務等を実施しており、同飛行場の司令官の要請により在日米軍従業員の子が通学できなくなつたとの報告はないことから、御指摘のような問題が生じているとは認識していない。

なお、岩国市においては、同飛行場に関係する者の子であるか否かにかかわらず、新型コロナウイルス感染症の影響等により、同市の小中学校に登校していない子に対して、家庭学習の支援等を行うことで、その学習機会の確保に努めていると承知している。